

NDSグループ人権方針

NDSグループ（以下、私たち）は、法令の遵守をはじめ、企業理念およびNDSグループ・サステナビリティ基本方針に基づき、「お客様」「社会」「株主」「グループ従業員」をはじめとするあらゆるステークホルダーに一層貢献すべく、本方針に準拠した人権尊重の取り組みを推進します。

1. 国際規範の支持

私たちは、「ILO国際労働基準」、「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範および「子どもの権利とビジネス原則」を支持し、全ステークホルダーの人権を尊重することを企業活動の基盤とします。私たちは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、私たちは、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 人権方針の適用範囲

本方針は、NDSグループ全ての役員及び従業員に適用します。また、グループの事業、製品、サービスに関係する全てのお取引様に対しても、本方針を理解し、支持することを求めます。

3. 差別およびハラスメント禁止

私たちは、人種、国籍、宗教、性別、年齢、障がい、性的指向に基づくいかなる差別も許しません。セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメント行為を禁止し、従業員の尊厳を守る職場環境の維持に努めます。

4. 適正な賃金の支払い

私たちは、賃金に関する各国・地域の法令等を遵守します。さらに、法定の最低賃金を上回ることはもとより、全ての従業員とその家族が健康で文化的な生活水準を維持できるような賃金（生活賃金）の支払いに努めます。また、同一労働同一賃金の原則に基づき、業務内容に応じた公正な報酬体系を維持し、全従業員に対して透明性のある労働条件の整備に努めます。

5. 健康かつ安全に働くことのできる職場環境の確保

私たちは、従業員が健康で安全に働ける環境の提供に努めます。労働基準法をはじめとする法令に従い、適正な人員配置や労働時間管理によって過重労働の抑制や時間外労働の低減に努めます。

6. 強制労働および児童労働の排除

私たちは、強制労働および児童労働を一切許容しません。

7. 結社の自由および団体交渉権の尊重

私たちは、労働者の結社の自由および団体交渉権を尊重します。

8. 人権デューデリジェンス

私たちは、バリューチェーンにおいて直接・間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性を特定、防止、軽減、是正するための定期的なリスク評価の仕組みを構築します。負の影響が発生していることを認識した場合は、適切な是正・救済措置を速やかに講じます。また、人権への負の影響を軽減するための対応を継続的に評価し、継続的な改善に努めます。

9. 是正・救済

私たちは、事業活動により人権に負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合には、適切な手段によってその是正・救済に取り組みます。また、実効性を担保するための措置として、社内外のステークホルダーが匿名で利用可能な通報窓口を整備します。通報者に対する不利益な扱いを禁止し、通報内容に関する秘密保持及び通報者の個人情報の保護を徹底します。

10. 教育と研修

私たちは、本方針が全ての事業活動において効果的に実施されるように、役員及び従業員に対して適切な教育と研修を行います。

11. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況をホームページ等を通じ定期的に関示いたします。また、関係するステークホルダーの皆様と対話・協議を行い、人権尊重の取り組みを継続的に改善していきます。

以 上

2025 年 4 月 1 日制定

N D S株式会社

代表取締役社長 上山 圭司